

令和4年12月15日

成田空港記者会 各位  
各報道機関 御中

## 消防職員の懲戒処分について

消防職員の不祥事に伴い、当該職員を処分しましたので報告します。

- 処分年月日 令和4年12月15日
- 当該職員 消防署勤務 消防士 23歳 男性
- 事案概要 令和4年11月6日（日）午後11時ごろ成田市内のコンビニエンスストアで販売する弁当3個、レトルトハンバーグ1袋、おにぎり1個の合計1,958円分の商品を窃盗したものの。
- 処分内容 停職3か月  
地方公務員法第29条第1項第1号及び第3号、富里市職員の懲戒処分等に関する指針の規定による懲戒処分
- 消防長お詫び 市民の生命と財産を守ることを本務とする消防職員が、市民の皆様の信頼を大きく損ねる事件を起こしたことに心からお詫び申し上げます。  
今後、このようなことがないよう、綱紀の粛正及び倫理の保持に万全を期すとともに、職員一丸となって市民の皆様の信頼回復に向けて全力で取り組んで参ります。

問合せ先

担当 消防署

担当者 矢橋

電話 0476-92-1311 【直通】

FAX 0476-93-8837

メール 119fd@city.tomisato.lg.jp